

# 提言書

日進市立小中学校に関する適正規模及び適正配置に関する  
基本的考え方及び具体的方策

平成26年8月20日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会

はじめに

全国的には、少子高齢化の影響から、人口の減少傾向が続いていますが、日進市の人口は、市内の宅地開発や区画整理事業により近年増加を続けており、児童生徒数についても、全体としては今後しばらく増加することが予想されます。

このようなことから、本検討委員会は、平成24年度に作成した「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、市内小中学校のうち、適正化の対象となる学校があるかどうかについて検討するとともに、対象校の適正化の手法等について様々な視点から活発な意見交換を行い、慎重に審議してまいりました。

このたび、市内小中学校の適正化についての意見集約ができましたので、ここに提言をいたします。

この提言が、日進市の未来を担う子どもたちのよりよい教育環境の整備、改善に貢献することを願うものであります。

平成26年8月20日

日進市立小中学校適正規模等検討委員会  
委員長 中野靖彦

## 目次

### I 日進市立小中学校の現状と課題

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 児童生徒数の推移     | 1 |
| (2) 学校規模（学級数）の推移 | 1 |
| (3) 小学校の通学区域と行政区 | 3 |

### II 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的考え方及び 具体的方策

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 基本的考え方 | 5 |
| (2) 具体的方策  | 5 |

### 添付資料 7

- ・ 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針
- ・ 日進市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱
- ・ 日進市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿
- ・ 日進市立小中学校適正規模等検討委員会開催状況

## I 日進市立小中学校の現状と課題

### (1) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数については、将来的には、少子化の影響などにより減少していくものの、日進赤池箕ノ手区画整理事業及び日進米野木駅前特定区画整理事業、その他小規模な宅地開発等による人口の増加に伴い、赤池小学校、東小学校などにおいて、今後しばらくは増加することが見込まれる。

しかしながら、平成25年9月に実施した人口推計に基づき、平成25年度から平成35年度までの児童生徒数の推移を予測したところ、相野山小学校、香久山小学校については、少子化等の影響から児童数が減少することが予想されるため、今後の人口の推移について、注視していく必要がある。

### (2) 学校規模(学級数)の推移

学校規模(学級数)、不足教室の推移についても、平成25年9月に実施した人口推計を基に予測したところ、小学校、中学校ともに31学級以上の過大規模校が生じる見込みはないが、6学級以下の過小規模校として、相野山小学校1校が見込まれる。

なお、過大規模には至らないが、今後、児童生徒数の増加により不足教室が生じる学校が赤池小学校、東小学校、日進中学校の3校が見込まれており、その内、赤池小学校については、平成27年度に改築を行い、教室数を増やす計画となっている。

また、東小学校については、日進米野木駅前特定区画整理事業の影響から児童生徒数の大幅な増加により、今後、教室数の不足が予測されるため、早急な対応が必要となっている。

学校規模の推移（小学校）

<小学校>

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
西	児童数	795	808	835	844	863	861	863	854	840	826	812
	学校規模	24	24	24	26	26	26	26	24	24	24	24
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東	児童数	501	536	600	660	716	770	828	884	930	961	977
	学校規模	16	17	20	20	20	23	25	25	27	29	30
	不足教室	0	0	0	0	0	-3	-5	-5	-7	-9	-10
北	児童数	618	641	670	706	732	756	751	753	750	744	735
	学校規模	19	20	21	21	23	24	24	24	24	24	23
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南	児童数	851	850	850	865	881	896	921	932	937	936	927
	学校規模	25	25	26	26	26	26	26	27	27	27	27
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相野山	児童数	331	323	296	281	271	251	221	196	179	167	159
	学校規模	12	12	12	12	12	10	7	6	6	6	6
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香久山	児童数	1021	976	919	872	838	823	802	791	790	784	774
	学校規模	30	28	27	26	26	25	26	23	23	23	23
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
梨の木	児童数	593	547	512	492	480	479	484	498	515	524	524
	学校規模	18	18	17	15	14	14	15	16	16	17	17
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤池	児童数	583	633	702	760	801	855	875	897	912	922	927
	学校規模	18	20	21	23	23	24	25	25	26	27	27
	不足教室	0	0	0	-2	-2	-3	-4	-4	-5	-6	-6
竹の山	児童数	320	404	481	560	618	694	753	812	858	894	921
	学校規模	12	14	16	17	20	20	23	24	24	25	27
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例

**過小** 6学級以下

**小** 7~11学級

**適正** 12~24学級

**大** 25~30学級

**過大** 31学級以上

## 学校規模の推移（中学校）

### <中学校>

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
日進	児童数	636	649	666	682	693	704	742	770	806	825	843
	学校規模	19	19	19	19	19	19	22	22	22	22	24
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1
日進西	児童数	918	927	908	897	894	924	948	967	984	990	1000
	学校規模	25	25	25	25	25	25	26	27	28	28	28
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日進東	児童数	710	720	723	680	626	608	621	624	643	663	702
	学校規模	20	21	20	19	18	17	18	18	19	19	20
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日進北	児童数	322	382	420	410	427	424	460	471	513	535	570
	学校規模	10	12	13	12	13	12	13	14	16	16	16
	不足教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

凡例	<b>過小</b> 6学級以下	<b>小</b> 7～11学級	<b>適正</b> 12～18学級
	<b>大</b> 18～30学級	<b>過大</b> 31学級以上	

### (3) 小学校通学区域と行政区

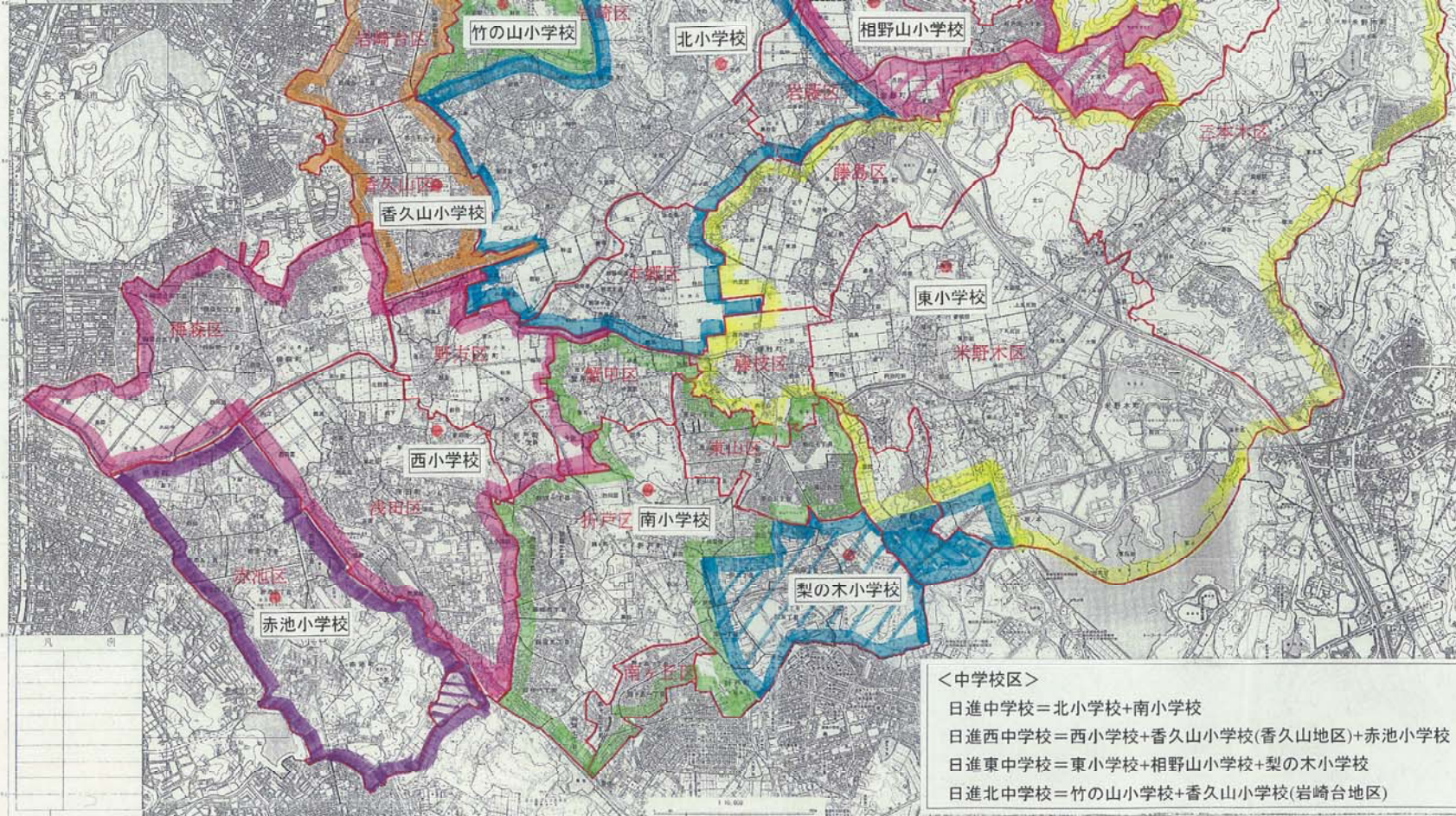
小中学校の通学区域については、平成24年度に策定した日進市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）において、通学距離の基準を小学校については、3キロ以内、中学校については5キロ以内と定めており、概ね基準内に入っている。

行政区別でみると、小学校の通学区域が複数の行政区にまたがっているものがほとんどとなっている。

また、行政区が二つ以上の学校の通学区域に分断されている地区として、岩崎区が竹の山小学校と北小学校に、岩藤区が北小学校と相野山小学校に、折戸区が南小学校と梨の木小学校に、藤枝区及び米野木区が東小学校と梨の木小学校に、浅田区が西小学校と赤池小学校に分かれている。

学校運営については、地域とのかかわりも重要な要素となるため、通学区域についても、行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していることが望ましいが、複数の行政区にまたがっている場合は、十分な連携をとっていく必要がある。

● 小学校の通学区域と行政区



<小学校区>

学校名	主な行政区の区域
西小学校	浅田区、梅森区 野方区
東小学校	藤枝区、米野木区 三本木区、藤島区
北小学校	本郷区、岩崎区 岩藤区
南小学校	蟹甲区、折戸区、 南ヶ丘区、東山区
相野山小学校	岩崎区、岩藤区 北新区、五色園区
香久山小学校	香久山区、岩崎台区
梨の木小学校	折戸区、藤枝区 米野木区
赤池小学校	赤池区、浅田区
竹の山小学校	岩崎区

<中学校区>

日進中学校 = 北小学校 + 南小学校  
 日進西中学校 = 西小学校 + 香久山小学校(香久山地区) + 赤池小学校  
 日進東中学校 = 東小学校 + 相野山小学校 + 梨の木小学校  
 日進北中学校 = 竹の山小学校 + 香久山小学校(岩崎台地区)

### Ⅲ 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的考え方及び具体的方策

#### (1) 基本的考え方

小中学校の適正規模及び適正配置については、基本方針に基づき、適正化を図っていくことになるが、その判断については、児童生徒数の適正な把握が重要となるため、区画整理事業や宅地開発などによる人口変動の大きい地域の実態を把握するため、人口推計を概ね3年ごとに実施していくことが重要となっている。

#### (2) 具体的方策

今回の検討委員会では、平成25年9月に実施した人口推計に基づき市内全13校について検討した結果、喫緊に適正化を図る必要がある学校を東小学校とし、東小学校の児童数増加による教室数の不足に対し、どのように適正化を図るかについて、主に検討を行った。

その結果、東小学校の児童数増加対策については、人口増加の主な要因が日進米野木駅前特定区画整理事業による影響であることから、分離新設校の建設や校舎の増築により対応するのではなく、梨の木小学校への学区の見直しにより対応することとした。

なお、学区の見直しについては、地域及び保護者の理解、協力が得られるよう、十分な説明を行うとともに、教室数が不足する見込みである平成30年の実施を目途に検討を行うことが望ましいこと、学区が変更となる地域の希望者には、いずれの学校に通学するのかについて、選択ができるようにするなど、弾力的な対応を行うことについても、今後学区の見直しを検討する中で考慮していくことを要望する。

また、過小規模となることが予測される相野山小学校や、日進西中学校の大規模校の状況が継続することへの対応については、今後の人口推計の動向を注視するとともに、地域の実情等も勘案し、今後、必要な時期に検討していく。



<添付資料>

- 1 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針
- 2 日進市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱
- 3 日進市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿
- 4 日進市立小中学校適正規模等検討委員会開催状況

# 日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

平成24年8月

日進市教育委員会

はじめに

近年、全国的には人口減少期を迎え少子化へと向かう中、日進市における人口及び児童生徒数は、将来的には減少に転じるものの、今後しばらくは増加することが予想されています。

近年では、平成20年度に赤池小学校が開校し、今後においては、平成25年度に竹の山小学校及び日進北中学校が開校する予定ですが、平成32年までの児童生徒数の推計においては、なお普通教室が不足する学校も見受けられます。

このような状況において、学校施設の整備にあたっては、将来を見据えた計画が必要となる一方で、今現在、学校に通っている子どもたちの教育環境についても最大限の配慮をする必要があります。

また、市内に大規模校と小規模校をともに抱える現状から、学校間で教育環境に格差が生じないように必要な措置を講ずることも求められています。

このような背景から、日進市教育委員会では、平成23年2月に、学識経験者、行政区、小中学校、小中学校PTAのそれぞれの代表者及び指導保育士、公募委員で構成する「日進市立小中学校適正規模等検討委員会」を設置し、平成24年3月に「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置について」の提言を受けました。

この提言を踏まえ、日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針を策定し、より良い教育環境の整備を図るとともに、併せてこの基本方針の具体化にあたっては、学校関係者、保護者、地域住民のみなさんの理解と協力が不可欠であり、次代を担う日進の子どもたちのために、対話と連携によってこの取組みを推進していきます。

## 目 次

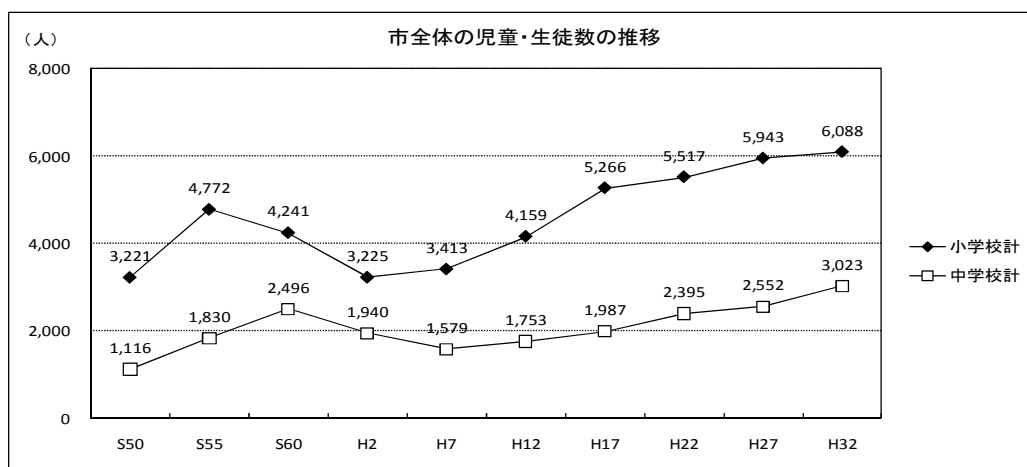
I	現状	1
1	小中学校の現状	1
	(1) 児童生徒数の推移	1
	(2) 学級数の推移	1
	(3) 通学区域	2
II	学校の適正規模	3
1	小規模校及び大規模校の特徴	3
2	学校規模の適正化の必要性	4
3	適正規模の基準	4
III	学校の適正配置	6
1	適正配置の基準	6
	(1) 基本となる考え方	6
	(2) 配置の基準	6
2	適正配置への取組み方	6
	(1) 小規模校・過小規模校への対応	6
	(2) 大規模校・過大規模校への対応	7
3	適正配置への具体的な進め方	8
IV	学校別の考え方	9
	(1) 小学校	9
	(2) 中学校	10

# I 現状

## 1 小中学校の現状

### (1) 児童生徒数の推移

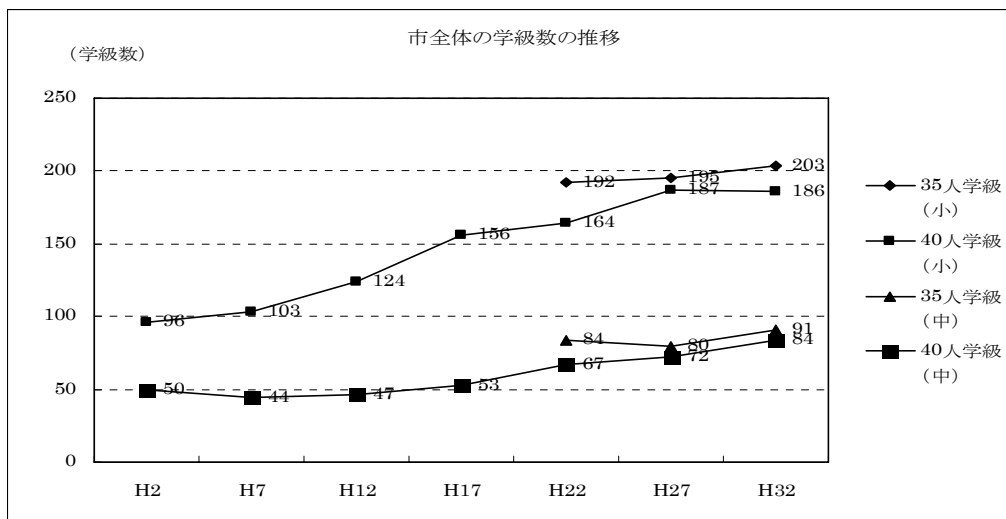
- ・小学校の児童数は、昭和 55 年の 4,772 人をピークに減少傾向を示していたが、平成 2 年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成 22 年には 5,517 人となっている。将来の推移についても、増加すると予想される（※平成 23 年は 5,534 人）
- ・中学校の生徒数は、小学校より 5 年遅れで同じ傾向を示しており、昭和 60 年の 2,496 人をピークに減少傾向を示していたが、平成 7 年以降再び増加に転じてその傾向を持続しており、平成 22 年には 2,395 人となっている。（※平成 23 年は 2,548 人）  
将来の推移についても増加すると予想される。（学校施設整備マスタープランより）



### (2) 学級数の推移

- ・小学校の学級数は、平成 2 年度以降増加傾向を持続しており、平成 27 年度のピークまで続くことが予想される。
- ・中学校の学級数は、小学校より遅れて増加傾向を示し、平成 32 年度頃まで増加し続けると予想される。

※平成 22 年度以降は、全学年において 35 人学級を実施した想定の数値も示す。（学校施設整備マスタープランの推計より算出 ※学級数には特別支援学級の数はい含まない）



### (3) 通学区域

通学区域については、「就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」（学校教育法施行令第5条2項）と規定されており、日進市においても、この規定に基づき、「日進市立小中学校通学区域に関する規則」において、あらかじめ学校毎に通学区域を設定し、就学する学校を指定している。

また、通学距離については、「小学校が概ね4km以内、中学校が概ね6km以内」とされている（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条）。

その上で、日進市においては、学区検討委員会において、以下の基本的な考え方をうたっている。

#### ①通学距離

小学校において4km以内、中学校においては6km以内を通学区域とする。

#### ②通学阻害要因による学区分け

児童生徒の安全を考慮するため、交通量の多い幹線道路を横断しない範囲を通学区域とすることが望ましい。

#### ③地域コミュニティ

同一行政区や自治会等地域コミュニティは、小学校区を中心に展開されていることから、地域を分断することは、できる限り避けるものとする。

現在、本市の小学校の児童の大半は徒歩で通学しており、通学距離は概ね2.5km以内であるが、米野木町三ヶ峯地区では、4kmを超えており、公共交通機関（バス）を利用している児童もいる。

中学校の生徒は、徒歩及び自転車で通学しており、通学距離は概ね5km以内であり、通学距離や道路整備状況等により自転車通学を認めているが、近年、登下校時の自転車での交通事故が多発しており、また、朝の登校時は自転車が集中するため、交差点や学校周辺道路に自転車が滞留することから、安全性や他の通行人及び周辺住民への配慮が課題となっている。

## II 学校の適正規模

### 1 小規模校及び大規模校の特徴

学習面、生活面、学校運営面などで、以下のような特徴がある。

#### 【小規模校のメリット】

- ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすく、また異なった学年との縦の交流が生まれやすい。
- ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
- ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。

#### 【小規模校のデメリット】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や、学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
- ・運動会や学習発表会等の集団で行う学校行事に制約が生じやすい。
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
- ・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
- ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。
- ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。
- ・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい。

#### 【大規模校のメリット】

- ・集団の中で、多様な考え方に触れ、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。
- ・運動会や学習発表会等の集団で行う学校行事に活気が生じやすい。
- ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり選択の幅が広がりやすい。
- ・クラス替えがしやすいことなどから、人間関係に変化を持たせることができ、友達もたくさんできる。
- ・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。
- ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。
- ・校務分掌や係分担等で、教員の負担を軽減できる。

#### 【大規模校のデメリット】

- ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
- ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
- ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。
- ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、部活動を含む学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

## 2 学校規模の適正化の必要性

学校規模が小さいと、人間関係の固定化によって集団生活の中で得られる社会性や協調性を育む機会が減少してしまうことなどが危惧される。

一方、学校規模が大きくなると、教室数が不足し、特別教室や体育館など施設の利用や教材の使用が制限されるなどの弊害が出てくる。

このような学校間での教育環境の不均衡を是正していくため、学校の適正規模及び適正配置を検討し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備を図っていくことが必要になる。

なお、学校規模を検討するにあたり、児童生徒数や教職員数、教室数や施設の面積などを規模の基準とすることもできるが、法令では学校規模を学級数で示しており、学級数によって教職員数や教室数なども決まってくることから、学級数を学校規模の基準とする。

## 3 適正規模の基準

アンケート調査の結果や国及び県の基準を参考に検討した結果、学校の規模を次のように定めることにする。

(学校規模の定義) ※学級数には特別支援学級の数は含まない

規 模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	6 学級以下	7 から 11 学級	12 から 24 学級	25 から 30 学級	31 学級以上
中学校	6 学級以下	7 から 11 学級	12 から 18 学級	19 から 30 学級	31 学級以上

### 【適正規模の定義】

ここでいう「適正規模」とは、望ましい又は理想とする規模のことをいう。必ずしも適正規模でないと直ちに是正しなければならないというものではなく、できる限りそれに近づけるように目指す標準としての規模をいう。

### 【各規模の説明】

過小規模校：複式学級が発生し是正を要する規模

小規模校：クラス替えができなくなる学年があり是正を要する規模

適正規模校：望ましい規模

大規模校：施設の収容能力によっては是正を要する規模

過大規模校：学校活動や学校運営に支障がでるため是正を要する規模



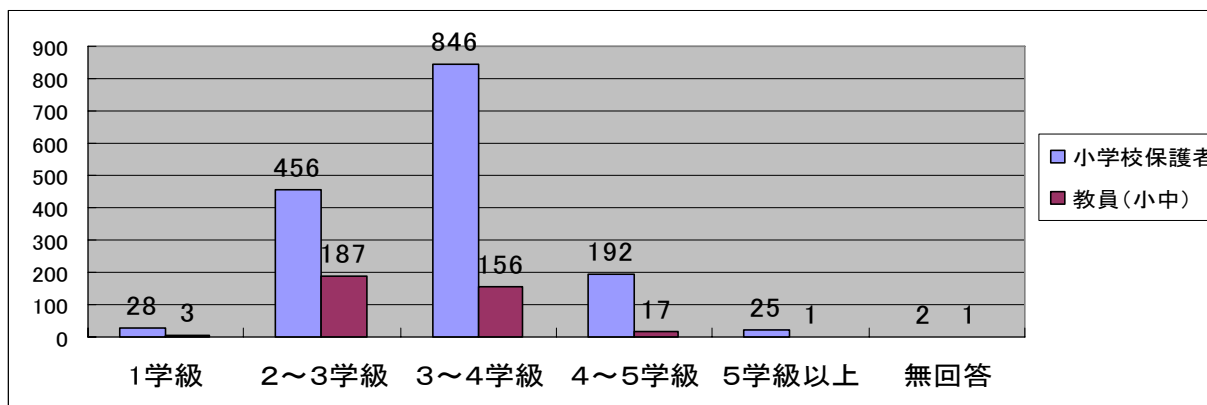
【アンケート調査結果について】

小学校における望ましい学級数については、保護者は、1学年「3～4学級」が最多（846人 54.6%）で、「2～3学級」が2番目（456人 29.4%）となっているのに対して、教員は、「2～3学級」が最多（187人 51.2%）で、「3～4学級」が2番目（156人 42.7%）となっている。また、保護者は、「4～5学級」以上についても、ある程度選択している（192人 12.4.0%）のに対し、教員ではほとんどみられない（17人 5.0%）。

中学校における望ましい学級数については、保護者は、1学年「4～6学級」を最も多く選択しており（383人 60.1%）、教員についても同様に「4～6学級」が最多（269人 73.7%）であるが、保護者が「6～8学級」が2番目（192人 30.1%）となっているのに対し、教員は「2～4学級」が2番目（51人 14.0%）となっている。なお保護者の「2～4学級」は、3番目（53人 8.3%）となっている。

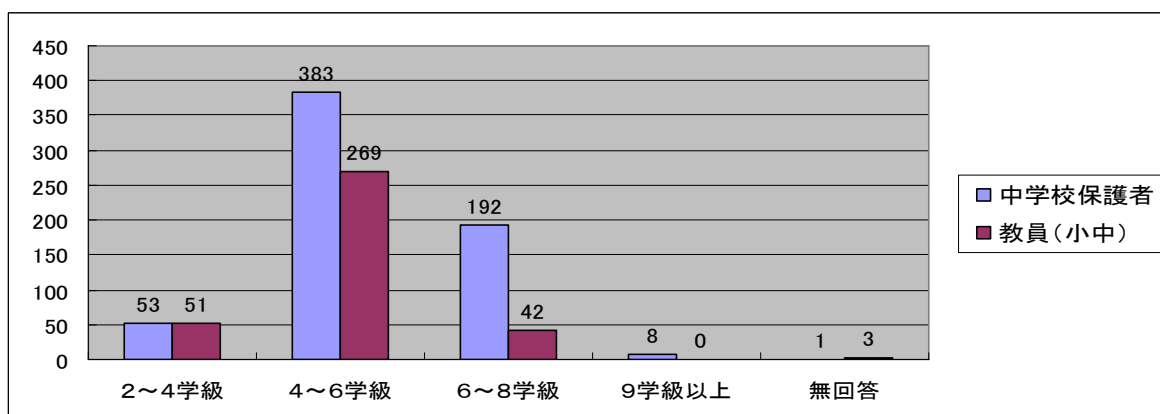
(アンケート調査結果：小学校)

	1学級	2から3学級	3から4学級	4から5学級	5学級以上	無回答	合計
小学校保護者	28	456	846	192	25	2	1549
教員（小中）	3	187	156	17	1	1	365



(アンケート調査結果：中学校)

	2から4学級	4から6学級	6から8学級	9学級以上	無回答	合計
中学校保護者	53	383	192	8	1	637
教員（小中）	51	269	42	0	3	365



### Ⅲ 学校の適正配置

#### 1 適正配置の基準

##### (1) 基本となる考え方

- ①学校(地域)によって教育環境にできるだけ差が生じないように配慮することが必要。
- ②児童生徒の通学にかかる負担を考慮し、安全性を確保することが必要。
- ③学校と地域コミュニティのつながりに配慮することが必要。

##### (2) 配置の基準

- ①学校間で教育環境の差が生じないように、適正な規模の学校を地域にバランスよく配置されること。
- ②通学距離について、小学校は3.0km以内、中学校は5.0km以内(※)を一定の基準とすること。なお、自転車通学については、生徒の安全性などを考慮し、今後、その運用について検討する必要があると思われる。
- ③通学区域は、行政区や自治会等の地域コミュニティとできるだけ整合していること。

##### (※) 通学距離について

###### 【アンケート調査結果について】

通学距離については、小学校は、「1.5km(徒歩約30分)以内」が最多(714人46.1%)で、次いで「1.0km以内」(614人39.6%)となっており、保護者の約85%が、1.5km(徒歩30分)以内を望ましいと思っている。また、中学校は、「2.0km(徒歩約30分)以内」が最多(408人64.1%)で、次いで「3.0km(徒歩約45分)以内」(134人21.0%)となっており、保護者の約85%が、3.0km(徒歩約45分)以内を望ましいと思っている。

これらの結果により、小学校は1.5km以内、中学校は3.0km以内が望ましい通学距離と思われるが、その基準を厳密に適用することは本市の現状を踏まえると困難であるため、小学校は3.0km以内、中学校は5.0km以内を一定の基準とした。

なお、この基準を満たすことができない場合においては、公共交通機関の利用を認めるなど、児童生徒の通学にかかる負担軽減や安全の確保に配慮を図るものとする。特に小学校で4kmを超える場合には、市においてその費用を一部負担する。

#### 2 適正配置への取組み方

##### (1) 小規模・過小規模校への対応

- ①小規模校(7から11学級)・過小規模校(6学級以下)ともに、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過小規模校及び小規模化の著しい学校から優先的に取り組むものとする。

ア 学区の見直し等により適正化を図る。

イ 近接する学校との統合を行う。

※小学校と中学校が近接する場合は、上記の他に小中併設校とすることも考えられる。

## (2) 大規模・過大規模校への対応

①過大規模校（31 学級以上）については、原則として次の対応を検討する。どの対応を行うかは、そのときの社会状況や地域性等を踏まえた上で慎重に検討するものとする。また、過大規模校及び大規模化の著しい学校から優先して取り組むものとする。

ア 学区の見直し等により適正化を図る。

イ 上記の方法では対応しきれない場合で、さらに長期間にわたり過大規模の状態が続くことが予想される場合は、新設校の建設について検討する。なお、この場合は建設用地の確保についても十分考慮する必要がある。

②大規模校（小学校 25 から 30 学級、中学校 19 から 30 学級）については、今後も児童生徒数の増加が見込まれ、過大規模校となることが予想される場合や、施設規模（施設面積や運動場面積等）が、当該児童生徒に対して著しく狭い場合などについては、過大規模校に準拠したかたちでその対応を検討する。また、それ以外の場合においても、児童生徒のより良い教育環境整備に必要なものについては、適宜、適切な方法において検討を図るものとする。

※今後、この基本方針に基づき具体的な措置を講じる際には、特別支援学級や特別教室、体育館やプールなどの施設についても考慮するものとする。

### 【アンケート調査結果について】

アンケート調査結果によると、小学校における過小規模、小規模校への対応では、「②まずは学区の見直し及び弾力化により、適正な児童数・学級数の確保を図る。それでも適正化が困難な場合は、隣接する学校等と統合する。」（851 人 54.9%）が最多で、過半数を超えている。次いで「①隣接する学校と統合し、適正な児童数・学級数の確保を図る。」

（269 人 17.4%）と「③あくまで学区の見直し及び弾力化により、適正な児童数・学級数の確保を図る。隣接する学校等と統合は行わない。」（238 人 15.4%）が続いている。選択肢の②と③をあわせて、「学区の見直し及び弾力化」を選択した方が約 7 割となっている。

次に、大規模、過大規模校への対応では、「③まずは、学区の見直し及び学区の弾力化を行うことで、適正な児童数・学級数の確保を図る。それでも適正化が困難な場合は、分離新設校を建設する。」（524 人 33.8%）が最多となっている。次いで「④まずは、学区の見直し及び学区の弾力化を行うことで、適正な児童数・学級数の確保を図る。それでも適正化が困難な場合は、既設の学校の増改築を行う。」（312 人 20.1%）、「①新たに用地を確保し分離新設校を建設することで、適正な児童数・学級数の確保を図る。」（279 人 18.0%）が続いている。選択肢の③と④と⑤をあわせて、「学区の見直し及び弾力化」を選択した方が約 6 割となっている。

また、中学校の大規模、過大規模校への対応では、「③まずは、学区の見直し及び学区の弾力化を行うことで、適正な生徒数・学級数の確保を図る。それでも適正化が困難な場合は、分離新設校を建設する。」（205 人 32.2%）が最多となっている。

次いで「①新たに用地を確保し分離新設校を建設することで、適正な生徒数・学級数の確保を図る。」（152 人 23.9%）、「④まずは、学区の見直し及び学区の弾力化を行うことで、適正な生徒数・学級数の確保を図る。それでも適正化が困難な場合は、既設の学校の増改築を行う。」（139 人 21.8%）が続いている。選択肢の③と④と⑤をあわせて、「学区の見直

し及び弾力化」を選択した方が約 6 割となっているとともに、選択肢の①と③をあわせて「分離新設校の建設」（357 人 56.1%）を選択した方も過半数を超えている。

### 3 適正配置への具体的な進め方

学校の適正配置を進めるにあたっては、次のような取り組みを行う。

①適正化の対象となる学校があるかどうかの判定や適正化の手法等について検討する組織を設置する。

②上記組織の検討結果に基づき、適正化を具体的に進めていくための検討組織を設置する。

（例：学区の見直し等であれば学区検討委員会など）

なお、取り組みを行うにあたっては、情報公開に努めるとともに、地域住民との対話と連携を図りながら進めるものとする。

#### IV 学校別の考え方

##### (1) 小学校

###### ①西小学校

現在は「適正規模」であるが、今後については一時的に増加し「大規模」になるものの「過大規模」までには至らず、その後は緩やかに減少し現状の規模の範囲で推移するものと思われるので、今後は「大規模校への対応」も踏まえた上で、推移を見守っていく。

###### ②東小学校

現在及び推計においても、「適正規模」の範囲内にあるので、今後も推移を見守っていく。

###### ③北小学校

現在は「大規模」であるが、推計においては、平成 25 年度の竹の山小学校の開校により「適正規模」の範囲内に落ち着いていくので、今後も推移を見守っていく。

###### ④南小学校

現在は「適正規模」の範囲内にあるが、推計においては増加傾向を示しており「大規模」となる見込みなので、今後も推計を見守りながら、「大規模校への対応」を検討していく。

###### ⑤相野山小学校

現在は「適正規模」の範囲内にあるが、推計においては「小規模」となる見込みなので、今後の推移を見守りながら必要に応じて「小規模校への対応」を検討していく。

###### ⑥香久山小学校

現在は「過大規模」となっているが、平成 22 年度から減少傾向を示し、推計においても引き続き減少が見込まれ「大規模」で推移するものと思われるので、今後も推移を見守りながら、「大規模校への対応」を検討していく。

###### ⑦梨の木小学校

現在及び推計においても「適正規模」の範囲内にあるので、今後も推移を見守っていく。

###### ⑧赤池小学校

現在は「適正規模」の範囲内にあるが、推計においては増加傾向を示しており「大規模」となる見込みなので、今後も推移を見守りながら、「大規模校への対応」を検討していく。

###### ⑨竹の山小学校（平成 25 年 4 月開校）

平成 25 年 4 月の開校当初は「適正規模」の範囲内にあるが、推計においては増加傾向を示しており「大規模」となる見込みなので、開校後においては、推移を見守りながら、「大規模校への対応」を検討していく。

## (2) 中学校

### ①日進中学校

現在及び推計においても「大規模」であり、今後も推移を見守りながら、「大規模校への対応」を検討していく。

### ②日進西中学校

現在は「大規模」であるが、推計においては増加傾向を示しており、「過大規模」となる見込みなので、「過大規模校への対応」を早急に検討する必要がある。

### ③日進東中学校

現在及び推計においても「大規模」であり、今後も推移を見守りながら、「大規模校への対応」を検討していく。

### ④日進北中学校（平成 25 年 4 月開校）

平成 25 年 4 月の開校当初は「小規模」の範囲内にあり、推計においては増加傾向を示しているが「適正規模」の範囲内で推移していく見込みなので、開校後においては、推移を見守っていく。

## 日進市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱

平成22年12月1日  
教委要綱 第3号

### (設置)

第1条 日進市立小中学校（以下「小中学校」という。）の適正規模及び適正配置に関する事項を検討し、良好な学校教育環境の整備を図るため、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 本市における適正な小中学校の規模の基準に関すること。
- (2) 本市における適正な小中学校の配置の基準に関すること。
- (3) その他小中学校の適正規模及び適正配置に関し、必要な事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 行政区代表
- (3) 小中学校PTA代表
- (4) 小中学校長代表
- (5) 公募の市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決す

るところによる。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼は、委員会出席1回につき7,000円とする。

2 前項に規定する謝礼は、国及び地方公共団体の常勤の職員が委員であるときは、支払わない。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。



日進市立小中学校適正規模等検討委員会 委員名簿

役職	氏名	委嘱区分	その他
委員長	中野 靖彦	学識を有するもの	
副委員長	高橋 光雄	小中学校長 代表	
委員	山東 晴彦	行政区代表	
委員	山田 政夫	行政区代表	(平成25年3月まで)
	鈴木 啓	行政区代表	(平成26年5月から)
委員	小塚 秋弘	行政区代表	(平成25年3月まで)
	稲吉 一保	行政区代表	(平成26年5月から)
委員	久保寺 康博	小中学校 P T A代表	
委員	松谷 典子	小中学校 P T A代表	
委員	瀬瀬 千香子	小中学校 P T A代表	
委員	伊藤 忠	小中学校長 代表	
委員	越後 信恵	公募の市民	
委員	加藤 真人	公募の市民	
委員	増井 巧一	その他必要と認める者	

※委員構成は、日進市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱第3条第2項による。

## 日進市立小中学校適正規模等検討委員会開催経過

	開催日	内容
第1回	平成26年1月24日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・正副委員長選出</li> <li>・検討委員会の役割及び進め方について</li> <li>・訂正規模及び適正配置に関する基本方針について</li> <li>・市内学区人口推計結果について</li> </ul>
第2回	平成26年3月14日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正化を図る必要があるかどうかの検討について</li> </ul>
第3回	平成26年5月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校適正化にかかる手法及びスケジュールについて</li> </ul>
第4回	平成26年8月20日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書（案）-日進市立小中学校に関する適性規模及び適正配置に関する基本的考え方及び具体的方策-について</li> </ul>